

## 教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業） 事業実施に係る留意事項

文部科学省から示された FAQ 等に基づいて、事業実施に係る留意事項をまとめましたので、御確認ください。

### 1 補助金の概算払いについて

当該事業は、概算払いにより補助金が前払いされます。実績報告の際に、実績額が交付決定額を下回る場合は、額の確定後に残余の補助金として国に返還する必要があります。

### 2 計画書について交付決定額に変更を及ぼす見直しがある場合【実績報告の際に御対応いただきます】

補助対象とならない者（教員以外の者である、**園長（注）**や事務職員等）を教員として補助金上限額を算定し交付申請している場合や、新規採用を予定していたが、採用できなかった又は採用時期が後ろ倒しになった場合（算定対象となっている教員が退職し、後任補充をしない場合を含む）等は、算定の対象とならない者を除いた人数又は期間で、実績報告の際に補助金上限額を再算定する必要があります。

**（注）令和4年3月22日に文部科学省から、「法人役員を兼務しない園長は、補助金上限額算定の対象外」であるとの見解が示されました。**

このような場合、交付決定額に変更（減額）が生じる可能性があります。修正に当たっては、【様式】処遇改善「交付申請額（上限額）の算定方法について」を用いて、「教員数」を修正することにより、「令和4年度交付申請額」が再計算されます。なお、期間の短縮による場合は、当該者について、月割で再計算（手計算）することとなります。

交付決定額に減額が生じる場合は、額の確定後に過払い分として国に返還する必要があります。

### 3 実績報告時の「法定福利費等の事業主負担分の増」の算出方法について

処遇改善に伴い、法定福利費等の事業主負担分として実際に増加した部分が対象となるため、一律に計算する方法はありません。個別に差額を手計算することになります。

また、法定福利費等の事業主負担分は補助期間中に生じていない場合があります。その場合は、法定福利費等の事業主負担分は0円となります。

※令和4年4月1日時点版のFAQ（文部科学省）において、上記の算出方法が示されました。

※最新のFAQは、以下のURLからダウンロードできます。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/jyosei/0000001673.html>

### 4 書類の保存について

各幼稚園において、申請や支出等の根拠となる書類を、本事業に係る事務を実施した日の属する年度の終了後5年間保存してください。また、国や都道府県の求めに応じて、提出することができるようにしてください。